

## 「自動車審査高度化施設との連携」及び「自動車税納付確認電子化」の実施について

平成27年4月1日から、「自動車審査高度化施設との連携」及び「自動車税納付確認電子化」が実施され、取扱いが下記のとおり変更になりますので、お知らせします。

### 1. 「自動車審査高度化施設との連携」について

国土交通省の自動車登録検査業務電子情報処理システムと自動車検査独立行政法人の自動車審査高度化施設を連携し、検査コースで行った検査結果が電子情報として通知されることにより、新規検査・予備検査・構造等変更検査における窓口で提出して頂く申請書（OCR第2号様式）の提出または記載を省略することが可能となります。

なお、一部対象とならない場合がありますので、詳細については別添1をご覧ください。

### 2. 「自動車税納付確認電子化」について

国土交通省の自動車登録検査業務電子情報処理システムと都道府県の自動車税納付確認システムを連携し、自動車税納税の確認が電子化されることにより登録自動車の継続検査・構造等変更検査における窓口での納税証明書の提示を省略することが可能となります。

なお、一部対象とならない場合がありますので、詳細については別添2をご覧ください。

宮城運輸支局 登録部門

宮城運輸支局 検査整備保安部門



平成27年4月より

自動車検査場への持込検査が必要となる車両の新規検査等の申請の際には、OCR第2号様式の提出または記載を省略することが可能となります。

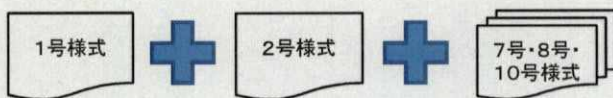
対象となる申請

- ・ 新規検査
- ・ 予備検査
- ・ 構造等変更検査※

※構造等変更検査の場合、OCR第2号様式を用いて申請することになるため、提出を省略することはできません。ただし、記載省略項目（下図参照）については、記載を省略することができます。

現在

- 新規検査、予備検査の際に提出が必要なOCRシートの様式



- 構造等変更検査の際に提出が必要なOCRシートの様式



平成27年4月より

- 新規検査、予備検査の際に提出が必要なOCRシートの様式



- 構造等変更検査の際に提出が必要なOCRシートの様式



構造等変更検査時にOCR第2号様式の記載が省略できる箇所

凡例: 記載省略項目

OCRシート  
第2号様式イメージ

近接排気騒音  
規制値欄

改造自動車欄

諸元欄

NOx排出量・  
PM排出量欄

その他検査事  
項等コード欄

【ご注意ください】

- OCR第7号・8号・10号の各様式については、提出または記載を省略することはできませんので、これまでどおり提出をお願いいたします。
- システム障害があった場合は、これまでどおりOCR第2号様式に必要事項を記載の上、提出をお願いいたします。



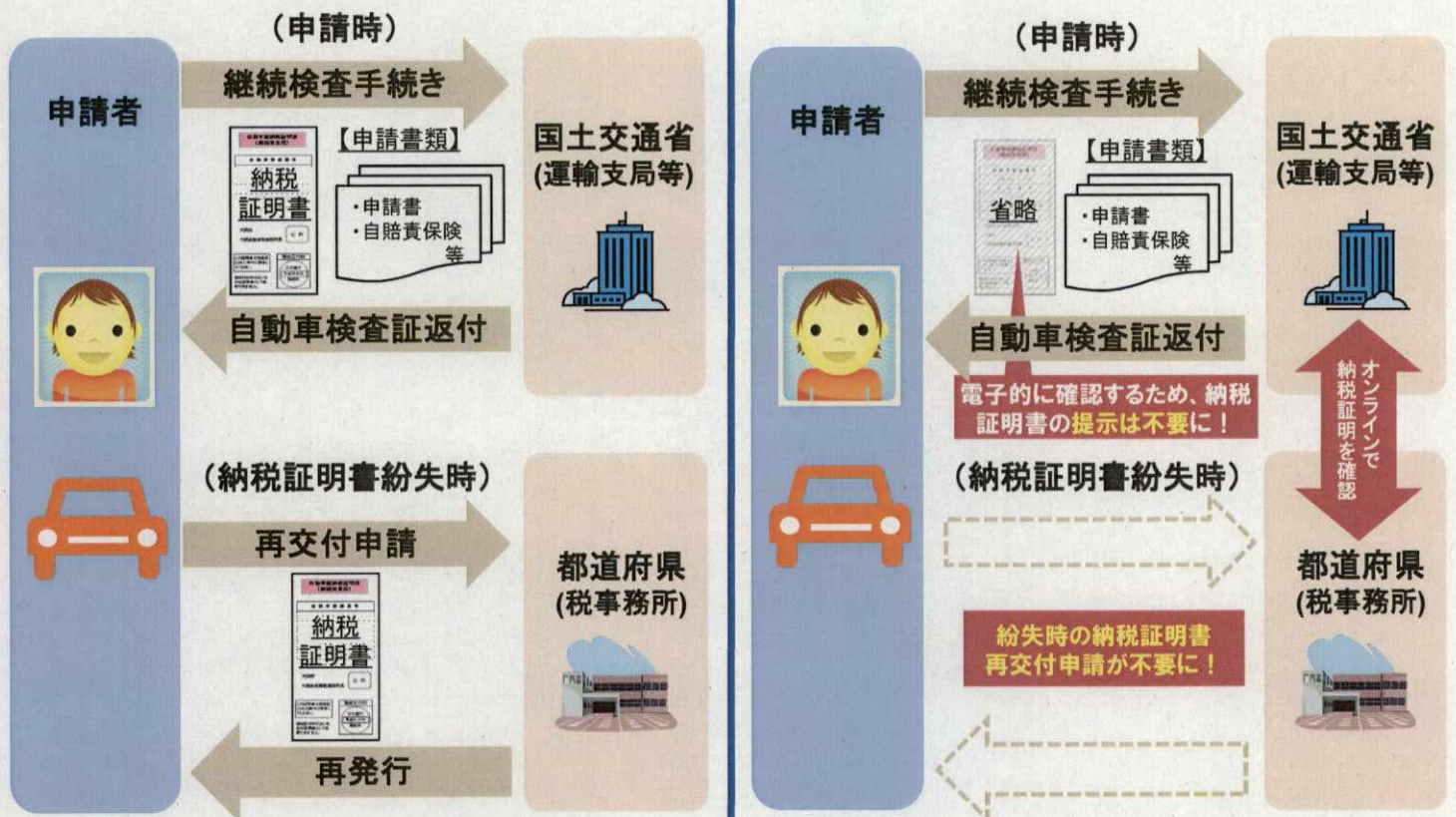
平成27年4月から

# 登録自動車については、国の継続検査窓口での自動車税納税証明書の提示を省略できるようになります！

※自動車税に滞納があると、これまでどおり自動車検査証の返付は受けられません。  
 ※軽自動車、小型二輪自動車については、これまでどおり納税証明書の提示が必要です。  
 ※一部の府県を除く。

## ■現在の申請の流れ

## ■平成27年4月以降の申請の流れ



【ご注意ください】 ～ 以下に該当する方は、納税証明書の提示が必要です ～

- 軽自動車、小型二輪自動車の継続検査を受検される方
- コンビニ等で自動車税を納付後、直ぐに継続検査を受検される方

※自動車税の納付方法により、当該納付情報が都道府県のシステムに反映されるまで相応の日数（最大4週間程度）がかかる場合があります。自動車税を納付後すぐに継続検査を受検する方は、金融機関の窓口やコンビニ等でお支払いいただき、納税通知書に添付の納税証明書をご提示ください。詳細は各都道府県にお問い合わせください。

- 以下の府県登録で登録されている方

（年度途中に引っ越し等で納付確認電子化に対応済みの都道府県ナンバーに変更した場合でも、納税証明書の提示が必要となります。）

富山県、福井県、長野県、岐阜県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

※これらの府県の多くにおいては、順次納付確認の電子化に対応予定です。詳細は各府県にお問い合わせください。

総務省・国土交通省・都道府県